

令和 8 年 8 月 3 日

各関係介護事業所 御中

長崎県福祉保健部長寿社会課

令和 9 年度分 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の要望調査について

平素より介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の交付金について、令和 9 年度の県の予算要求の参考とするため、国の協議依頼に先立ち事業量の調査を実施いたします。

標記交付金では、特に非常用自家発電整備のメニューがあるため、激甚化する災害への対応として、未整備の事業所におかれては、交付金活用を積極的にご検討いただくようお願いいたします。

つきましては、令和 9 年度に本交付金の活用を希望される場合は、必要書類のご提出をお願いいたします。

なお、本調査は令和 8 年度の国からの当初協議時点の内容を踏まえ、県において独自に調査を実施するものであり、令和 9 年度の事業実施や補助メニューの内容等について確約するものではありませんのでご了承ください。

記

1. 補助対象事業及び補助率等

別添概要資料のとおり。(資料が多いため、概要資料のみ添付しております)

※本事務連絡に関係する資料・様式等は、長崎県長寿社会課のホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

(掲載箇所)

長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ

>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の要望調査について

※補助対象整理表(HP 掲載資料)のうち、県の補助対象となるのは、施設規模が「定員 30 人以上の大規模施設等」の箇所の下記事業です。定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等は市町の所管となりますので、今回の調査の対象ではありません。
また、長崎市・佐世保市に所在する事業所も今回の調査の対象ではありません。

- ・高齢者施設等の水害対策強化事業

(※原則、災害危険区域等に所在する施設を対象とする。)

- ・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- ・高齢者施設等の給水設備整備事業

- ・介護施設等の換気設備の設置事業
- ・国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

2. 提出資料

(1) 【回答様式】整備計画一覧表（エクセルデータ） ※該当事業のみ提出

(2) 添付書類

- ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- イ. 見積書（工事請負業者等の民間事業者等の2社以上の見積を提出）
- ウ. 「補助対象面積確認シート」※補助対象外の事業所が併設している場合に提出

3. 提出先

長崎県 長寿社会課 施設・介護サービス班（担当：横石）

E-mail : saigai-houkoku04720@pref.nagasaki.lg.jp

※メール送信されましたら、大変お手数ですが、095-895-2436 までお電話をお願いします。（メールのセキュリティの関係で受信ができない場合があるため。）メール受信は4～5分かかります。

4. 提出方法

担当メールアドレスへ電子媒体で提出

5. 提出期限 令和8年8月28日（金）

6. 留意事項

- ・ 調査結果に基づき令和9年度予算の検討を行いますが、本調査への回答をもって、予算措置、事業の実施、補助金の額及び補助金の交付を確約するものではありませんので、その旨ご承知おきください。また、補助の内容、単価等については変更になる場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 過去に本交付金を財源とした補助金の交付決定を受けたことがある場合、同一の補助メニューでは申請できませんので、ご了承ください。（他のメニューならば申請可能）
- ・ 今回の調査は、令和9年度予算の要求に向けた事前調査になりますので、補助事業の実施についての正式な書類提出は、令和9年4月以降、別途、今回の調査にご回答いただいた施設・事業所にご案内する予定です。
- ・ ただし、国から令和8年度中に追加募集がおこなわれた場合には、今回要望いただいた事業所へ前倒して申請のご案内をする場合がありますので、ご了承ください。
- ・ メニューごとに補助の対象となる施設が異なります。県実施要綱の別表1、2、3の「1 対象施設」をご覧ください。

7. 事業別の留意事項

<非常用自家発電設備整備事業>

- ・補助対象とする事業は次のアからウをすべて満たすものとなります。
 - ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。
 - イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。
 - ウ 設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。
- ・太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、天候等により非常時ににおいて安定的に使用できないことが想定されることから対象外となります。
- ・可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備は、施設に設置する工事が伴わない場合は対象外です。

<換気設備設置事業>

- ・現に通常の換気（窓を開ける、換気扇を回す等）を行うことができる場合には補助対象外となります。本事業により補助が想定される場合は、例えば、窓があるものの、すぐ隣に建物が建ち全く風が抜けない場合、火山灰が降る等周辺の環境により常時窓を開けることが困難である場合等となります。
- ・エアコンは一般的に換気機能を有していないため補助対象外です。換気機能を有するものであっても形状や機能においてエアコンに相当するものは補助対象外となります。
- ・補助対象は「居室」に限ります。補助上限（4,000 円/㎡）でいう面積は、施設全体ではなく、整備を行う「居室」の対象部分のみとなります。

<国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業>

- ・「国土強靱化対策と一体的に行う～」とは、当該施設において本補助金を活用して「非常用自家発電設備整備事業」や「水害対策強化事業」を実施する（平成30年2月1日以降に実施されたものを含む。）場合に、当該施設の大規模修繕が行えることを指す。併設施設がある場合は、面積按分。
- ・大規模修繕の内容は、県要綱の別記をご覧ください。

長崎県長寿社会課

施設・介護サービス班 担当 横石

直通：095-895-2436

FAX：095-895-2576